

沼津市立図書館
館長 遠藤裕孝様

沼津市立図書館及び沼津市立戸田図書館への指定管理者制度
の導入について（答申）

平成19年7月6日付けで図書館長から諮問のあった、沼津市立
図書館及び沼津市立戸田図書館への指定管理者制度の導入について、
次のとおり答申します。

指定管理者制度は、導入しないものとする。

ただし、今後公立図書館における指定管理者制度導入の動向を注
視しながら、研究を継続するものとする。

平成20年7月23日

沼津市立図書館協議会
会長 秋山 斌

はじめに

平成19年7月6日付けで図書館長から「沼津市立図書館及び沼津市立戸田図書館への指定管理者制度の導入（図書館のありかた）」について諮問が出された。

内容は、時代の変化に即したより良い市民サービスを継続的に提供していくためのこれからの図書館像について、指定管理者制度の導入の是非も含めて協議して欲しいとの内容だった。この諮問を受け、情報収集をおこないながら6回の図書館協議会を開催し協議をおこなった。

なお、沼津市の指定管理者制度運用指針（平成17年7月19日施行、平成20年5月1日改正）には、指定管理者制度による管理運営の検討項目について以下の5つの項目が挙げられている。

- ① 民間事業者等のノウハウの活用により、サービス内容の充実が期待できる。
- ② 民間事業者等が管理運営を行うことでコスト削減を図ることができる。
- ③ 利用の平等性、公平性（守秘義務の確保等を含む）について、民間事業者でも確保することができる。
- ④ 類似のサービス提供や施設運営を行う民間事業者等が存在する。
- ⑤ 利用料金制度の活用等により、利用者数の増加等のサービス向上の成果を事業者の利益に繋げることができる。

以上の運用指針に基づいて検討をおこなった。

・指定管理者制度の導入について

図書館資料や様々な情報を無料で提供する公共図書館は、市民の知る権利を保障し市民生活に深く関わる現代社会における基本的な施設であり、高い専門性と公共性が求められる教育機関である。

公共図書館のサービスは、長い図書館経験による専門的な知識の蓄積と、市民ニーズに的確に対応できる資質を有する職員の存在があって、実現できるものである。短期間で契約が更新される指定管理者では、図書館の専門性が確保されないばかりか、経験の蓄積によって培われる専門性の向上及び、他の公共図書館や学校図書室、並びに読み聞かせサークルなどのボランティア活動に積極的な市民団体との協働、連携も困難になる恐れがある。

一般的に民間企業は、営利追求のために効率的で費用対効果への意識が強いものがあるが、行政に比べ公共性や公益性の意識が薄いと思われる。

図書館法にも規定されているとおり、図書館資料の提供は無料が原則であり、民間事業者の企業的経営とは相容れないものである。さらに図書館資料の選定に関しても公平性やその価値の確保について疑問が残る。事業者が図書館資料、備品、消耗品などを独占的に購入する方向への懸念も否定できない。

また、図書館資料と資料データの提供を本業とする事業者はあるが、図書館業務については、民間にそれほど蓄積されたノウハウを持ったところはあまりない。

企業経営研究所による『「沼津市立図書館」における指定管理者制度導入の可能性調査報告』では、財政面で最もウエイトの高い人件費管理を中心とした経営的な提案にウエイトが置かれ、当協議会が満足できるものではなかった。

人件費の圧縮を原資に、開館時間の延長、地区センター図書室の活性化を図る提案も、従前の図書館経営改革の枠を超えるものではなく、図書館に指定管理者制度を導入すべきと結論づける根拠を見出すことはできなかった。

よって図書館の指定管理者制度の導入については時期尚早であり、当分の間市直営とすることを結論づけるものである。

なお、今日までの図書館職員による図書館運営の創意工夫や努力、また、培い蓄えたノウハウの確かさ、大きさを評価すること大である。

・ これからの図書館のありかたについて

指定管理者制度の導入の是非の検討の中で、図書館の今後のありかたについても協議をおこなった。

企業経営研究所による『「沼津市立図書館」における指定管理者制度導入の可能性調査報告』によれば、沼津市立図書館の個人貸出し登録者数は類似都市平均を大きく上回っているものの図書館資料の貸出し数は平均を下回っている。

このことに対する分析及び対策としては、本市の図書館は沼津市立図書館と戸田図書館のみで、類似都市に比べ分館が極端に少ないという現状を思うとき、図書館周辺の地域と他の地域との貸出状況の密度の差の解消こそがまず重要である。

貸出点数の拡大や、資料活用の利便性を図るなど、市民への公平な図書館サービスを実現させるために、次のことが必要と考えられる。

- ・ 地区センター図書室のさらなる充実
- ・ 巡回文庫運行の拡大や有効な活用
- ・ 幼児、児童、生徒を含む市民への図書館利用に対する啓発活動
- ・ 特別整理期間の短縮による開館日数の拡大
- ・ 市民のニーズを的確に捉えた開館時間の設定

急速に変化する社会状況の中で、市民に対する図書館の情報提供の役割はますます多様化し、より専門化しようとしている。

今後沼津市立図書館が、全国最大規模の図書館施設、最高の立地条件という恵まれた条件を生かしながら職員の資質向上に励むとともに、確かな自己評価を行ない、市民のニーズに柔軟に応える図書館サービスの充実に努めるように要望する。

なお、平成20年6月11日に、教育基本法の改正を踏まえた改正図書館法が公布施行された。

その内容は、社会教育施設としての図書館の運営能力向上や、専門職員としての資質の向上と資格要件の見直しに関わるもので、かつてない大幅な改正である。

また、同年5月23日の衆議院文部科学委員会において「図書館等の社会教育施設における人材確保及びその在り方について、指定管理者制度の導入による弊害についても十分配慮し、検討すること」などを含む附帯決議が採択されたことも考慮に値する。